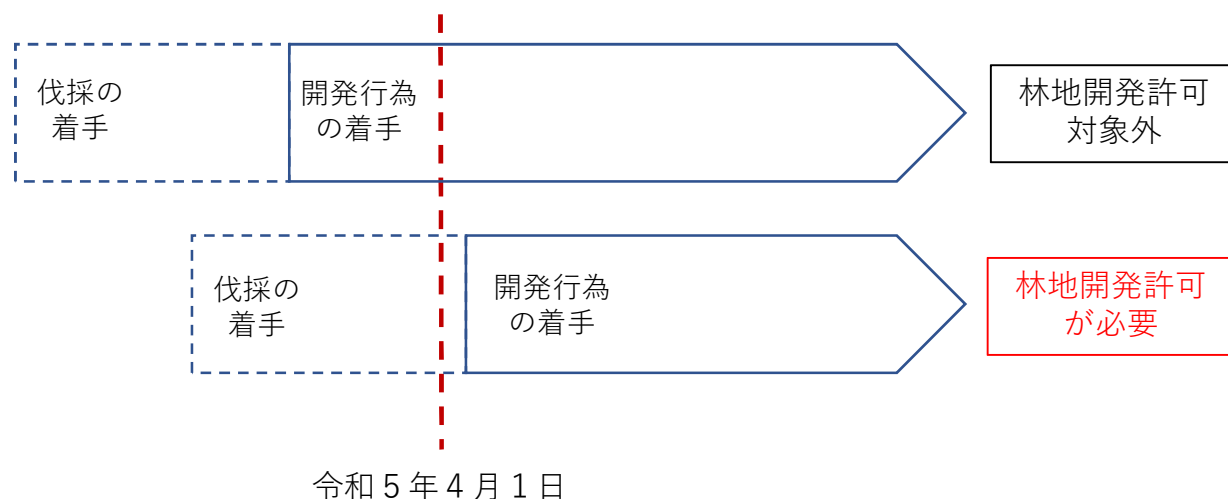


開発面積が0.5ha超1ha以下の太陽光発電設備の設置に係る森林の伐採について

開発行為[※]の着手日により林地開発許可の対象となるか判断されます。



※ 開発行為に着手しているとは、土地の形質変更に着手している場合をいい、立木伐採は含まれません。詳しくは都道府県の林地開発担当にお問合せください。

- 計画上、令和5年3月31日までに開発行為に着手する場合は、林地開発許可は不要です（伐採届は必要です）。
- 計画上、令和5年3月31日までに開発行為に着手するとして伐採届が提出されたものであっても、実際の開発行為の着手が令和5年4月1日以降となる場合は、改めて林地開発許可が必要となります。
- 計画上、令和5年4月1日以降に開発行為に着手するものについては、伐採届ではなく、林地開発許可が必要です。